

## 震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および 復旧技術指針講習会【全構造編】 開催の御案内

主催： 一般社団法人山梨県建築士事務所協会

共催： 山 梨 県

後援： 一般社団法人山梨県建築設計協会、 一般社団法人山梨県建築士会

地震発生後の被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後、被災建築物の所有者からの依頼により、被災建築物の再使用の可能性や、復旧するための被災度区分判定及び復旧業務の迅速な実施が重要となります。

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者が当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況から被災建築物の耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を建築士事務所の業務として判定するものです。本講習会は、震災建築物の被災度区分判定および復旧に伴う設計・工事監理を行うことのできる建築士事務所を育成することを目的としています。

今般、2015年の標記講習テキストの大幅な改訂による講習会の実施より5年が経過したことにより、2015年版講習会テキスト発行後の知見や改訂時に対応できなかった課題を別冊資料としてまとめ、これらをテキストとして、本講習会を実施することといたしました。

なお、受講修了者のうち希望する建築士には(一財)日本建築防災協会より技術者証(有料・カード式)が発行され、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定復旧技術者名簿」に掲載されます。

また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に、(一財)日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所(建築士)の検索、協力要請等の資料として活用します。

\*技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。

\*建築士事務所名簿への掲載は、技術者証発行希望者を有する建築士事務所となります。

**平成29年度講習を受講し、技術者証を申請した方は令和5年3月末が有効期間満了となります。**

**技術者証及び技術者名簿の更新をご希望の場合は本講習会を受講のうえ、申請が必要となります。**

【会場】 山梨県自治会館 1階 講堂 山梨県甲府市蓬沢1丁目15-35

【開催日時】 令和 5年 3月 2日(木) 【受付時間】 9時30分～10時00分

【対象者】 建築士事務所に所属する建築士(1級・2級・木造) … 有資格者のみ

予定時間割	講習内容	講 師
9時30分～ 10時00分	受付…(1階 講堂の入り口付近)	
10時00分～ 10時10分	挨拶、講習会目的など(10分)	山梨県建築士事務所協会会長
10時10分～ 10時30分	被災度区分判定の考え方	DVD講習(20分程度)
10時30分～ 12時00分	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の解説	DVD講習(90分程度)
12時00分～ 13時00分	休憩(昼食)	(60分)
13時00分～ 14時30分	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の解説	DVD講習(90分程度)
14時30分～ 14時40分	休憩	(10分)
14時40分～ 16時10分	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の解説	DVD講習(90分程度)

※なお、表記時間割は予定である事から、当日での多少の遅れ等が生じる事については御理解をお願いいたします。

【定員】 70名 (定員になり次第締め切らせて頂きます。)

【テキスト①】 ① 必須 別冊資料【全構造編】 定価 4,000円(税込)

【テキスト②】 ② 任意 「すでにお持ちの方は購入の必要はありませんが、講習では内容に触れますので講習時にはお持ちください」

『2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針』  
定価 7,920円(税込) ……基本的に、テキストのみの販売は致しません。

【受講料】 一日講習【全構造編】 ※技術者証発行手数料は含みません。

	新規受講の場合		更新受講の場合「平成29年受講者」	
・会員	建防協テキスト①②共	16,000円(税込)	建防協テキスト①共	8,000円(税込)
・非会員	建防協テキスト①②共	19,000円(税込)	建防協テキスト①共	11,000円(税込)

※納入された受講料の返金はいたしません。

※事務所協会会員の建築士事務所に所属する建築士の方は、「会員」扱いとします。

【受講修了証】 受講いただいた方には、山梨県建築士事務所協会から「受講修了証」をお渡します。

【技術者証等】 受講修了された建築士で希望者には、技術者証(有効期間5年・令和10年3月31日まで)を有料で発行し「技術者名簿」に掲載します。なお、技術者証は(一財)日本建築防災協会から発送されます。発行希望の場合は、発行手数料を受講料に加算してお支払いください。また、「発行申込書 別紙1」は写真1枚(サイズは縦3.0cm×横2.4cm裏面氏名記入のもの)を添えて、講習会当日、会場に持参してください。…※任意です。なお、「技術者証」発行手数料として別途1,100円(税・送料込)が必要となります。

【事務所名簿掲載について】 技術者証発行希望者を有する建築士事務所のうち掲載希望の建築士事務所を対象に「技術事務所名簿」を作成し、(一財)日本建築防災協会ホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の協力要請等の資料として活用します。掲載希望の場合は「掲載申込書 別記2」へ必要事項記入のうえ、講習会当日に受付までご持参をお願いします。…※任意です。

【振込先】 山梨中央銀行 本店営業部 普通預金 No 1780871  
(シャ)ヤマナシケンケンチクシジムシヨキョウカイ  
(一社)山梨県建築士事務所協会

【申込み方法】 別紙申込書に必要事項を書き込み、下記(一社)山梨県建築士事務所協会事務局にお申込みください。  
当該受講料(技術者証発行希望の場合は1,100円加算)を上記口座に振込み、その振込明細書のコピーと一緒にFAXにてお申込みください。  
申請書に記入漏れがあった場合、当該振込に不備(振込み漏れ、金額不足等)があった場合は受付できかねますのでご了承ください。  
尚、振込手数料は各自でご負担ください。振込明細書をもって領収書にかえさせていただきます。また、欠席の場合でも返金は致しません。

【申込み期間】 自:令和 5年 1月12日(木) 至:令和 5年 1月26日(木)

【講習日に持参するもの】 「③～⑤は希望者のみ。」  
①筆記用具等、②昼食、③発行申込書(別紙1)、④写真1枚 ⑤掲載申込書(別紙2)  
※受講票は発行しません。講習会当日は遅れずに会場へお越し下さい。(受付9:30～)  
※テキストは会場にて配付します。  
※2015年改訂版テキストをお持ちの方はご持参ください。

【申込み先及び問合せ先】 (一社)山梨県建築士事務所協会  
甲府市丸の内1-14-19 山梨県建設業協同組合会館2階  
TEL 055-225-1251 FAX 055-232-5959  
※午前10時～午後4時の間。なお、12時～13時の間及び土日祝祭日は休務となります。